

北角田中学校スクールバス運行業務委託仕様書

令和9年度～令和11年度
(3年間)

角 田 市

北角田中学校スクールバス運行業務委託仕様書

第 1 章 総 則

1. 適用範囲

本仕様書は、角田市（以下「市」という。）が受託者に委託する「北角田中学校スクールバス運行業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務の目的

北角田中学校に通学する生徒の負担軽減と利便性の向上を図るとともに、スクールバス運行業務をより効率的、効果的に達成するために、専門的な知識及び技能を有する事業者が業務を委託することにより、児童の安全な登下校を確保することを目的とする。

3. 委 託 期 間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

4. 運行経路

運行経路は、別紙「北角田中学校スクールバス運行路線図」のとおり、A・Bコースの 2 コースとする。A コース及び B コースについて、それぞれバス 1 台により西根地区から北角田中学校まで往復し、生徒を送迎するものとする。

（授業日 2 コース、土・日・祝日等 2 コース）

また、当該コースのルートを変更する必要性が生じた場合については、学校と受託者の協議のうえ、当初設定したルートの運行距離、運行時間の範囲内で、ルート変更を行うことができるものとする。

5. 運行日等

(1) 運行予定日数

年間の運行予定日数は以下のとおりとする。

- ・ 授業日 2 0 2 日
- ・ 土・日・祝日 9 0 日

なお、運行日は、運行日の属する月の前月末日の 5 営業日前までに、学校が受託者へ提出する運行予定表（スクールバスの運行日・運行時間等を確認できる書類等）によるものとする。

(2) 運行時間

原則として、別紙「北角田中学校スクールバス運行時刻表」のとおりとし、生徒の登

校時間（８時１５分）までに、余裕を持って登校できるように運行するものとする。

また、学校が特別な時間帯に運行する必要があるときは、学校は、原則として運行日の５営業日前までに受託者にその旨を報告し、双方協議のうえ対応するものとする。ただし、緊急の事態や悪天候その他不可抗力等により、運行時間やコース等を急に変更しなければならない事由が生じたときは、随時、双方協議のうえ対応するものとする。

6. 運行車両

次の条件を満たす車両を受託者が用意すること。

- (1) 使用車両は、乗車席数１４名（乗務員含む）のコンピューター区分車２台とし、授業日・土・日・祝日等の送迎について、それぞれ提供可能であること。
- (2) 送迎時の車両には、当該車両が北角田中学校のスクールバスであること等を示すため、車両の見え易い位置にマグネット等により表示をすること。
- (3) 運行記録計・ドライブレコーダー・GPS装置等、事故防止のための設備を備えていること。
- (4) 車両故障や交通事故発生等の緊急時に代替車両を３０分以内に配車できること。

7. 受託者の要件

- (1) 道路運送法第４条に規定する旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- (2) 公益社団法人日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定事業者であること。
- (3) 運行単価の算出にあたっては、令和７年９月２６日付け東北運輸局公示第５６号「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」の一部改正について等を遵守すること。
- (4) 道路交通法その他関係法令を必ず遵守すること。

8. 受託者の責務

- (1) 受託者は、日頃よりスクールバスの運行等に細心の注意を払うことは勿論のこと、学校及び市とは常に密接な連絡を取り、業務に支障が生じないよう配慮すること。
- (2) 受託者は、本業務を円滑に遂行するために、乗合バス等の運転経験を有する者を乗務員として従事させなければならない。
- (3) 受託者は、スクールバスの安全運行を担保するために、道路運送車両法第４８条に基づく定期点検を実施するほか、同法第４７条の２に規定する日常点検についても、乗務員等に励行させること。
- (4) 受託者は、運転の前後に、目視及びアルコール検知器を使用して、乗務員の酒気帯びの有無を確認すること。
- (5) 受託者は、中学校のスクールバス運行という学校教育に携わる業務であるとの認識を

持ち、乗務員に対して交通安全や児童・保護者に対する接遇等に関する研修・指導等を適宜実施すること。

- (6) 受託者は、本業務開始までに、必ず運行コースの試運転を行い、道路状況の熟知に努めること。試運転は、乗務員の変更の際にも実施するものとし、新旧引継ぎを行うこと。その場合、試運転に係る費用は、受託者負担とする。

9. 乗務員の要件

スクールバスの安全な運行を担保するため、乗務員は、以下の資格及び経験等を有する者とする。

- (1) 大型自動車二種免許を所持していること。
- (2) 乗合バス等の運転経験が1年以上あること。
- (3) バスの運行等に支障が生じないよう健康状態が良好であること。
- (4) 運転経歴に関する証明書により、過去に重大な事故を起こしたことが無いことを確認できること。
- (5) バスの日常の保守管理（清掃、日常点検等）ができること。

10. 乗務員の責務

乗務員は、日頃より車両の安全運転に努めることは勿論のこと、冬期間の積雪・凍結した道路や山間地の狭隘道路を走行する場合には、特に安全対策に留意すること。

また、乗務員は、業務開始前及び業務終了後においても日常点検や清掃等を励行し、車両に異常等を発見した場合には、受託者は運行等を中止するなど、適切な処置を講じなければならない。

11. 書類の提出

受託者は、契約締結後、速やかに次の書類を市に提出しなければならない。

- (1) 道路運送法に基づく事業許可書の写し
- (2) 従事者名簿（運転免許の写し及び略歴等の添付）
- (3) 就業規則等
- (4) 社会保険加入証明書等
- (5) 車両の写真、車検証の写し、任意保険加入証書の写し

12. 業務報告

受託者は、一日の業務終了後、乗車人数や運行時間帯を記載した運行日誌を作成し、学校へ報告するものとする。また、受託者は、当月分の運行日誌の写しを翌月の5日までに市へ提出するものとする。

1 3. 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密及び個人情報を他人に漏らしてはならない。なお、契約期間満了後においても、同様とする。

1 4. 協議

この仕様書に記載されていない事項については、市と受託者で協議して定めるものとする。

第2章 運行業務の内容及び遵守事項

1. 業務の概要

本業務は、角田市立北角田中学校生徒（角田市西根地区）の通学のためにスクールバスを運行させ、通学の利便を図るものであり、その内容は、次のとおりとする。

2. スクールバスの運行

別紙「北角田中学校スクールバス運行路線図」、「北角田中学校スクールバス運行時刻表」のとおり運行すること。

また、学校行事、悪天候、感染症の流行等の理由による突発的な運行変更にも対応できる体制を整えて運行業務を行うこと。

また、学校が特別な時間帯に運行を必要とするときは、学校は、原則として運行日の5営業日前までに、受託者にその旨を報告し、双方協議のうえ対応するものとする。ただし、緊急の事態や悪天候その他不可抗力等により、運行時間やコース等を急に変更しなければならない事由が生じたときは、随時、双方協議のうえ対応するものとする。

各コースの運行業務は次のとおりとする。

(1) 共通事項

別紙「北角田中学校スクールバス運行路線図」、「北角田中学校スクールバス運行時刻表」のとおり運行すること。

なお、翌年度の運行計画作成等による運行内容の一部変更にあたっては、別紙運行距離・運行時間の範囲内でルート及び停留所を変更することを可能とすること。

(2) 授業日の運行

授業日はA・Bコースの2コース運行とする。

① 登校時の運行

生徒の登校時間(午前8時15分)までに余裕をもって登校できるように運行すること。

② 下校時の運行

授業日の最終下校時刻に合わせて、北角田中学校を出発地とし、登校ルートを逆の順番に運行すること。

また、生徒の下校時刻によっては運行便が複数となるため、同一車両によるピストン送迎で対応すること。

(3) 土・日・祝日等の運行

土曜日及び祝日等はA～Bの2コース運行とする。

① 部活動の運行

部活動の送迎に対応するため、バスを運行すること。また、部活動の実施状況によって運行形態が異なるため、運行依頼内容を十分に確認して業務にあたること。

なお、悪天候により部活動が中止となる場合は前日までに1日全便または一部の便の中止を指示する場合があることを留意すること。

② 振替授業日の運行

土曜日及び日曜日が振替授業日となった場合は、授業日と同じ運行とする。

③ 長期休業中の運行

基本的な運行については、土・日・祝日等の運行に準ずる。

(4) 緊急時等の運行時刻・コースの変更

① 受託者は、自然災害の発生又はその恐れがある場合は、直ちに学校又は市に報告し、その指示を仰ぐものとする。

② 受託者は、スクールバスや生徒に事故があった場合は、直ちに事故処理等を行うとともに、学校及び市に報告しなければならない。また、事故処理等にあたって、受託者自らの判断に寄り難い場合には、適切に学校又は市の指示を仰ぐものとする。

③ 受託者は、車両故障や交通事故発生等の緊急時に代替車両を速やかに手配すること。

④ 受託者に起因する車両故障や交通事故等に係る使用車両の修繕料や代替車両の借上料等その他の経費については、受託者の負担とする。

3. 学校との連絡等の徹底

本業務を遂行するにあたり、学校担当者との連絡確認を密に行うこと。

4. 試運転

本業務開始までに、必ず運行コースの試運転を行い、道路状況の熟知に努めること。

また、運行業務以外にも各乗降所の時刻表作成等に協力すること。

第3章 損害賠償等及び業務委託料

1. 損害賠償

受託者は、本業務の実施において、受託者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えたときは、受託者の責任において、その損害を賠償しなければならない。

また、受託者は、損害賠償を履行するために、使用車両について受託者を契約者とする自動車保険（任意保険）に加入しなければならない。その場合の補償額については、対人・対物ともに無制限とし、人身傷害・搭乗者傷害等についても、損害賠償を履行する場合において十分な補償額とすること。

2. 業務委託料

(1) 費用負担

本業務の実施にあたり必要となる経費（人件費、車両整備費、燃料費、消耗品費、任意保険料、教育研修費、運行管理費、公租公課費等）は、全て受託者の負担とする。

また、運行コースや運行日数等において大幅な変更が生じる場合には、市と受託者で十分協議のうえ、契約内容の変更を行うものとする。

(2) 業務委託料の支払い

業務委託料は、月払いとし、受託者は、運行日誌の写しの提出と併せて、翌月5日までに市へ請求するものとする。市は請求を受けた月の翌月までに支払うものとする。

3. 運行距離の著しい変更に係る協議

委託期間内において、生徒の異動等により運行ルートの変更による運行距離の著しい変更等が発生した場合は別途、契約内容について協議するものとする。

第4章 その他

本契約を受託した場合は、次の外部施設への送迎に係る運行業務について、別途単価契約を締結するものとする。

- 業 務 名 北角田中学校部活動に係る外部施設への運行業務委託
- 業 務 内 容 授業日及び土曜日等において部活動の会場として外部施設を利用する時の送迎に係る運行業務
- 業 務 期 間 単年度ごとに契約を締結し令和9年度、令和10年度、令和11年度の期間とする。
 - ・ 4月1日から翌年3月31日まで
- 外部施設名 ・ 角田中央公園（隣接施設を含む。）
 - ・ アイリスオーヤマスポーツセンター
- そ の 他 詳細内容は本契約締結後、打ち合わせを行う。

□授業日の運行

運 行 名		A コース①	A コース②
運 行 形 態		登校 1 便 下校 1 便	登校 1 便 下校 2 便
運 行 地 区		毛萱・稲置	
乗車予定人数		11人	
年間予定運行回数		140回	60回
運行ルート		運行路線図のとおり	
運行距離※	登校	20km	
	下校	20km	40km
運行時間※	登校	40分	
	下校	40分	1時間20分

※回送距離、回送時間を含まない。

運 行 名		Bコース①	Bコース②
運 行 形 態		登校 1 便 下校 1 便	登校 1 便 下校 2 便
運 行 地 区		高倉・笠島	
乗車予定人数		7人	
年間予定運行回数		140回	60回
運行ルート		運行路線図のとおり	
運行距離※	登校	25km	
	下校	25km	50km
運行時間※	登校	55分	
	下校	55分	1時間50分

※回送距離、回送時間を含まない。